

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<傷害補償(標準型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	—	—
②「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	—
③「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○※3

※1 加入者証記載の被保険者をいいます。

※2 ご本人の配偶者※4をいいます。

※3 ご本人またはその配偶者※4の「同居の親族※5」または「別居の未婚※6の子」をいいます。

※4 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※5 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※6 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償(標準型)特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

【普通傷害型】	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
【交通傷害型】 「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	<p>次のいずれかのケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ <p>※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。</p>

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償(標準型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなつた場合は、その影響がなかつた場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>	<p>(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者※1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的⼿術その他の医療処置</p> <p>⑦被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※3</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払い</p>
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者※1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的⼿術その他の医療処置</p> <p>⑦被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※3</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払い</p>
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合	<p>傷害入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</p> <p>※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。</p>	<p>(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者※1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的⼿術その他の医療処置</p> <p>⑦被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※3</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払い</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害手術保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・拔歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りませんので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。</p>	<p>①入院中に受けた手術 　　傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>②上記①以外の手術 　　傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 1 事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。</p>	<p>できません。</p> <p>①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ※4</p> <p>②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>など</p> <p>*1 被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合に限ります。</p> <p>*2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セッティングの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>*3 「天災危険補償特約」がセットされていますので、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>*4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます） イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 <p>②被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>③被保険者の範囲に関する特約がセットされた場合は、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>など</p> <p>(*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>(*2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。</p> <p>○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 交通乗用具を用いて競技等(*)をしている間（ウ. に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます） イ. 交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を
傷害通院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p> <p>※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	<p>①被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>②被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>など</p> <p>(*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>(*2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。</p> <p>○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 交通乗用具を用いて競技等(*)をしている間（ウ. に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます） イ. 交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間</p> <p>②船舶に搭乗することを職務とする被保険者（養成所の職員・生徒である場合を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故</p> <p>④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故</p> <p>⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>など</p> <p>(*) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p>

■傷害補償(標準型)特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償(標準型)特約の補償条件を拡大する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外因による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。 ※ 被保険者の死亡については対象外となります。

■他の費用の補償

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■他の費用等に関する特約の補償内容 <相手またはご自身に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、日常生活賠償特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約	○	○	○	
救援者費用等補償特約	保険契約者、救援対象者※4および救援対象者※4の配偶者※2・親族※5			

※1 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※5」または「別居の未婚※6の子」をいいます。

※4 ケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。

※5 6 親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※6 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	<p>「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」</p> <p>①被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*)電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすけり、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。</p> <p>※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 5px;">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 5px;">判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 5px;">免責金額(*) (0円)</div> </div> </div> </div> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。 	<p>(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>※3</p> <p>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空氣銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
救援者費用等補償特約 補償重複	救援者費用等保険金	救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 5px; margin-right: 10px;">救援者費用等の額</div> <div style="margin-right: 10px;"><救援者費用等></div> <div>被保険者が負担した次の費用をいいます。</div> </div>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、救援対象者、被保険</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になつた場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となつたことが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p>	<p>①搜索救助費用 ②現地へ赴く交通費（救援者2名分・1往復分限度） ③宿泊料（救援者2名分・1名につき14日分限度） ④救援対象者の移送・移転費用 ⑤諸雜費（日本国内3万円限度、国外20万円限度）</p> <p>※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していないければ発生しなかつた費用は含みません）をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（＊）の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（＊） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊）を限度とします。 <p>（＊）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦救援対象者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫救援対象者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>